

## 配置予定技術者の雇用確認について

令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行されます。

これに伴い、配置予定技術者の雇用確認について、以下のとおり取り扱うこととします。

### 令和6年12月2日以降に雇用確認する案件から適用

#### 【現 状】

工事（「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」より）

直接的かつ恒常的な雇用関係を以下の書類等で確認しています。

1	監理技術者資格者証
2	健康保険被保険者証
3	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
4	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

業務委託（「測量・設計業務発注に係る配置予定技術者事後確認について」より）

直接的な雇用関係の確認を以下の書類等で確認しています。

1	測量・調査・設計技術者登録者証（県内業者）
2	健康保険被保険者証
3	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
4	健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

#### 【令和6年12月2日以降】

上記の書類等により確認することとしますが、健康保険被保険者証については、有効期限前又は令和7年12月1日までに限り確認書類として用いることを可能とします。

～お問い合わせ先～

三重県県土整備部 建設業課

TEL 059-224-2723 FAX 059-224-3290 Eメール kengyo@pref.mie.lg.jp